

座長／聖マリアンナ医科大学／武者春樹
／虎ノ門協同法律事務所／望月浩一郎

第28回日本臨床スポーツ医学会学術集会(会長 谷 論 東京慈恵会医科大学)においてシンポジウム「スポーツにおける医療訴訟—何が問題なのか、何に注意すべきなのか—」が催された。学会員に対する学術委員会内科部会によるアンケート調査結果報告やシンポジストの発表に多くの質問がなされ、スポーツ現場における医行為の法的根拠の曖昧さが浮かび上がった。なかでもボランティア的活動における医師の責任、補償、契約など現場での医療活動を行なうにあたっての医師の潜在的不安が強く示された。そこで本学会学術委員会は日本スポーツ法学会と合同の研究班(医療者3名、法律専門家4名)を組織し、2018年より問題点の整理および法的検討を合同で開始した。学術委員会内科部会CPA調査対策小委員会(山澤文裕委員長)では、前年のアンケート調査の内容・対象を拡げ、より詳細にスポーツ現場において行う医療行為の問題点、疑問点の集計を行い、本シンポジウムの討論の基礎資料とした。シンポジウム3では合同研究班から医療者2名、法律の専門家2名がシンポジストとして登壇した。

藤谷博人氏は、CPA調査対策小委員会で行ったアンケート結果の詳細を「スポーツ現場における医師の医療行為の現状」として報告した。スポーツ現場における医師の医行為の問題点として・書面での取り交わしが不十分であること・医行為の場の大半が診療所登録されていないこと・医行為の責任の所在が明らかでないことの三点に集約し、スポーツ現場で必要な医行為を医師が安心して行えるような環境整備が必要であるとことを示した。

大槻穰治氏は「医師がスポーツ現場で医行為を行う際に準備すべきことと知っておくべきこと」として医師法・医療法・医師賠償責任保険の観点からスポーツ現場における医行為の注意喚起を行い、通常診療と異なるスポーツ現場の医行為には法律的に様々な問題の可能性があり、法的整備や保険加入の対策が必要であることを強調した。

大橋卓生氏は「スポーツ現場における医行為と公法上の法的問題」を報告した。医療法及び医師法及び医師賠償保険は、医師が国内の医療機関における医療行為あるいは往診による医療行為を行うことを前提として規定している。国外での医行為については、当該国の医療に関する法が適用され、日本法に基づく医師による医行為は必ずしも許されておらず、医師賠償保険も適用外とされる。国内のスポーツ現場における特定多数のアスリートに対する医行為について法の定めを遵守することに困難がともなう。具体的問題として・医療機関以外の場所での医行為の提供・診療録作成義務・薬剤投与にあたって処方せん交付義務・国際大会帯同時の外国での医行為などが医療行政上どのような問題があるかを例示し、医療法および医師法による解釈を示した。

棚村政行氏は、「スポーツ現場における医療行為の契約と責任—スポーツ競技大会における法的責任との関係で」を報告した。現状は、競技団体から契約関係を明確にしないまま、医師の善意に頼った医行為が求められている。法律家の立場から医師の契約と責任に関する問題点を過去の判例の中から提示し、スポーツ現場での医行為についての契約内容、契約上の留意点、競技会における責任などについて解説を行った。善意からの医行為であっても、専門職としての責任が免除されるものではないことに注意が喚起された。

学術集会初日開会式後の時間帯にも関わらず、第3会場には多くの学会員の参加があり、総合討論における会場からの質問では、スポーツ現場での現実的な質問が法律の専門家に数多く寄せられた。従来より慣行として行われてきた医師の救護活動への参加が単なるボランティアとして捉えられており、リスクを伴う専門職の活動であることが等閑になっているのが現状である。本シンポジウムにより、現場で医行為を行うにあたって備えておかねばならないことが明らかとなってきた。その対策は今後の合同研究班活動に委ねられるが、本シンポジウムがスポーツ現場での問題点を浮き彫りにし、医療者と法律家が共通の基盤に立ってスポーツの現場における医療活動に目を向け、相互理解を深める良い機会であった。